

岐阜地裁判決のポイント

弁護士 山田秀樹

I サマリー

- ①判決は、大垣警察による情報提供の違法性を認め、原告全員に55万円の損害賠償を認めた。県警及び警察庁は「通常行っている警察業務の一環」と主張してきたが、その主張が排斥された。
- ②しかし、公安警察による情報収集・保有の違法性は認めず、個人情報抹消請求も却下された。
- ③判決は、憲法13条の個人の私生活上の自由の1つとして、何人も「個人に関する情報を第三者にみだりに提供されない自由」、「個人に関する情報を第三者にみだりに収集・保有されない自由」を有することを認めた。
- ④前者の違法性を認め、後者の違法性を認めなかった結論の違いを分けるものは何か。判決は、情報収集・保有の必要性として「市民運動」を上げる。これは「集団暴徒化論」に根ざすものではないか。

II 裁判の争点

- ①個人情報を収集・保有し、大垣警察がシ社に提供した行為の違法性
- ②原告らの損害
- ③個人情報抹消請求の訴えの適法性
- ④人格権としてのプライバシー権に基づく個人情報抹消請求の可否

III 事実認定

- ☛情報交換の経過等について、最終準備書面に沿った認定。証人尋問の成果

IV 争点①

- (1) 本件議事録の存否及び信用性について
被告側の主張（議事録は信用できない）を排斥し、存否及び信用性を認める。
 - (2) 本件情報提供及び本件情報収集等の法律上の根拠について
「警察の責務（*警察法2条1項「犯罪の予防、鎮圧、捜査及び公共の安全と秩序の維持」）に照らせば、法律上、明文の根拠がないことをもって、直ちに国家賠償法上違法であるということとはできない。」 ➡個別具体的に検討
 - ☛警察法2条1項は根拠とならないとの主張は退けられている。控訴審での課題
 - (3) 本件情報提供の国家賠償法上の違法性について
- ア⑦ 大垣署から議事録記載の情報が提供（別紙3のI～IV）
- ☛提供された情報は議事録の範囲
- ① 情報の内容

「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報を第三者にみだりに提供されない自由を有する」、「このような利益又は権利は、人格権の一つであるプライバシーとして」法的に保護される。

☛ 広く「個人に関する情報」としていて、限定していない。

本件で情報提供された情報は、

原告らが、公的立場にない私人であること

原告らの私的又はその思想信条にかかる活動及び事柄に関するもの

自己が欲しない他者にはみだりに開示されたくない情報

∴ 個人に関するプライバシー情報

∴ 第三者にみだりに提供されない自由を有する。

㊦ プライバシー情報の第三者提供は、「正当な理由」のない限り、国家賠償法上違法。

☛ 「正当な理由」で足りるとしている点は問題

➡ 「正当な理由」の有無の判断要素

イ 本件情報提供の目的について

「主たる目的」は、本件風力発電事業に反対する市民運動を展開する可能性があるか否かを把握すること

「情報収集の協力者づくり」・・・推認はできるが、証拠上認定できない。

☛ 「市民運動暴徒化論」が顔を出している。

ウ 本件情報提供の必要性について

風力発電の勉強会をきっかけとして、あるいは原告らの連携により、「市民運動に発展する可能性を否定できない」

☛ 「市民運動暴徒化論」が顔を出している。

しかし、

三輪・松島——勉強会を開催しただけ。要望書・嘆願書も危険性ない。

近藤——MLへの投稿のみ。

船田——関与なし。

「原告らの活動により公共の安全や秩序維持に危害が及ぼされる危険性は具体的に生じていなかったばかりか、抽象的にも生じていたとはいえない。」∴ 情報提供の必要性は認め難い。

エ 本件情報提供の態様について

大垣警察は、「積極的、意図的、継続的に、原告らの情報を提供」

オ 提供された原告らの情報の私事性及び秘匿性、個人の属性、被侵害利益の性質について

被告県の主張（プライバシーとして法的保護に値しない）について

・三輪、松島が風力発電の勉強会を行ったこと——プライバシー情報ではない。

他方、

- ・過去の市民運動に関する情報
- ・原告近藤の経歴に関する情報

過去に公表したことがあるとしても、「この過去の一事をもって、その後永続的に第三者にこれらの情報が提供されることまで当然に許容していたとはいえない。」

- ・原告船田の病状

ツイッターで公表していたとしても、広く第三者に了知されることを当然の前提としているとまでは推認できない。

- ・原告船田のぎふコラボにおける肩書

∴「被告県の立証は不十分」

☛被告県の主張を排斥しているが、今後、立証活動の余地を残している。

カ 総合考慮

情報提供には「正当な理由」がなく、国家賠償法上違法。

(4) 本件情報収集等の違法性について

ア ㉞収集・保有されていた情報

- ・大垣署からシ社に提供された情報
- ・シ社から大垣署に提供された情報

➡議事録記載の情報以外の情報の収集等は証拠上明らかではない。

☛収集・保有されていた情報の3分類

(a)議事録に記載、(b)議事録から推認、(c)その他一切の情報

㉞違法性の判断基準

警察法2条2項から、国家賠償法上違法かどうかは、「収集、保有された情報の私事性及び秘匿性、個人の属性、被侵害利益の性質、本件情報収集等の目的、必要性及び態様等の事情を総合考慮して判断すべき」

イ 大垣警察が収集し、保有していた原告らの情報の私事性及び秘匿性、個人の属性、被侵害利益の性質について

㉞「何人も、個人に関する情報を第三者にみだりに収集、保有されない自由」を有し、これは人格権の1つであるプライバシーとして保護される。

㉞大垣署が収集・保有していた情報

プライバシー情報（被告県の主張は排斥）

㉞シ社から収集・保有した情報

「原告らが、公的立場にない私人であること」から、プライバシー情報

ウ 本件情報収集等の目的について

シ社に提供した情報——収集・保有の目的を認定できない。

シ社から収集等した情報——市民運動の把握

☛「市民運動暴徒化論」が顔を出している。

エ 本件情報収集等の必要性について

シ社に提供した情報

必要性を認定できない。が、原告らのこれまでの活動歴をも考慮すれば、必要性がなかったとはいえない。

シ社から収集等した情報

原告らが風力発電について学ぶ勉強会を行った旨の新聞記事を読み、その事実を認識してからは、上記のような万が一の事態に備えて日頃から原告らに関する情報収集等をする必要性があったことは否定できない。

❖いずれも「市民運動暴徒化論」に根ざしていないか。

❖公安条例に関するかつての最高裁判決「集団暴徒化論」。この克服がカギではないか。

オ 本件情報収集等の態様について

「任意の手段」

❖権利の性質からすると、任意手段といえるか問題。GPS捜査最高裁大法院判決参照

カ 総合考慮

シ社に提供した情報

シ社から収集等した情報

➡いずれも国家賠償法上違法とまではいえない。

(5) 原告らのその余の主張

プライバシー侵害以外の権利侵害（表現の自由など）は認められない。

V 争点②（原告らの損害）

㊦ プライバシー情報の提供➡精神的な損害を被った

① その中に思想信条に関連する情報があり、これは要保護性が高い

㊧ 近藤と船田の私生活に関する情報も、私事性及び秘匿性が高い。

㊨ 情報提供の態様は悪質

④ 原告各人につき慰謝料50万円、弁護士費用5万円

❖原告4人を区別していない点が重要。同じような権利侵害を受けている。

❖金額も55万円とこの種事件では高額。

VI 争点③（個人情報抹消請求の訴えの適法性）

抹消請求の「対象が一義的に明確に特定される必要がある」

原告らは「保有した一切の情報の抹消を求めている」、情報が特定されていない。

❖少なくとも「議事録」に記載されている情報は特定されている。

VII 控訴審に向けて

「警察」とは誰のために何をすところなのか。